

土地区画整理法第76条申請に伴う注意事項

建物・工作物等設置される方へ

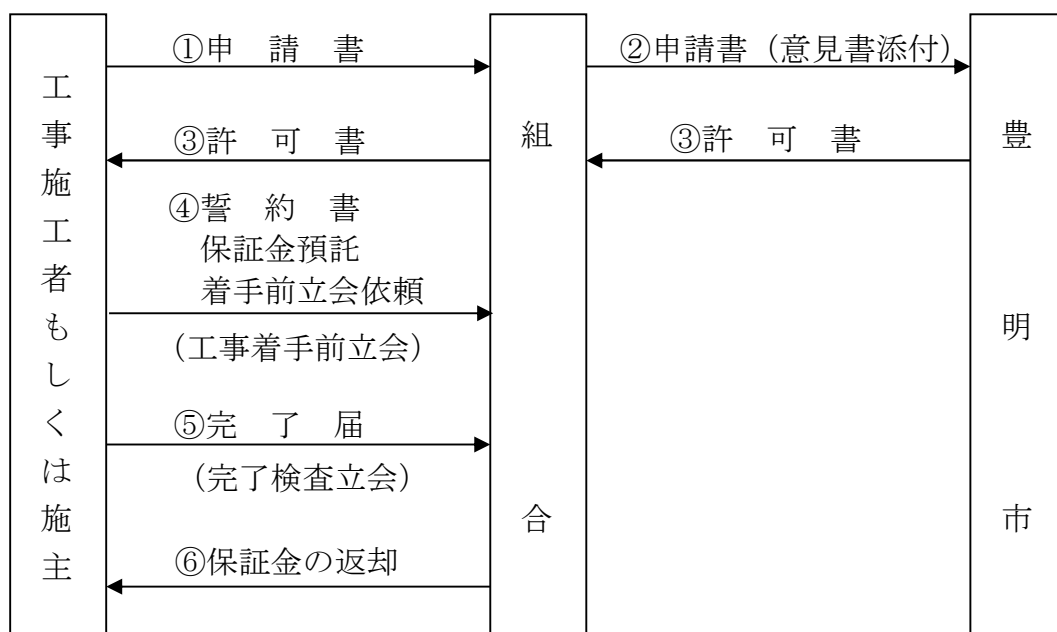
1. 土地区画整理法第76条第1項について

豊明間米南部土地区画整理事業施行地区内において下記の行為をされる方は、土地区画整理法第76条第1項の規定により豊明市長の許可が必要となりますので、許可申請手続きをお願いいたします。

<許可が必要となる行為>

- ・ 建築物、工作物（塀、擁壁等）等の新築、増築、改築を行う場合
- ・ 土地区画整理事業の施行に障害のおそれがある土地の形質の変更（埋め立て、掘削等）
- ・ 移動が容易でない物件（その重量が5トンを超えるもの）を設置若しくは堆積する場合
- ・ その他、組合の事業施行に支障となるような行為

2. 申請等の流れについて



○土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書の提出について

- ・ 申請書は3部（申請者本人・市提出用・組合（控））作成し、組合に提出して下さい。
→様式は組合事務所にあります。（豊明市都市計画課HPからダウンロードできます。）
→土地所有者と申請者が異なる場合は土地所有者の同意書を添付して下さい。
→組合は提出された申請書を確認の上、意見を付し、豊明市へ提出します。

○保証金の預託について

- ・工事施工者（施主）の方は、申請 1 件につき工事施工に伴う保証金として下記のとおり預託してください。預託の確認後、預り証を発行します。
- ・完了検査合格後、保証金をお返ししますので、預り証に指定口座をご記入のうえ、組合事務所へ提出下さい。（預り期間の利息は附しません。）

申請地の面積	保証金
1, 000㎡以下	金300, 000円
1, 000㎡を超えるもの	別途協議により定める

○検査立会について

- ・工事施工者（施主）の方は、申請 1 件につき工事着手前、完了検査立会費用として下記のとおり組合へ納入してください。
- ・工事着手前、完了時には立会を行いますので、事前に立会希望日をご連絡下さい。
- ・工事着手前には着手届、工事完了時には完了届を提出して下さい。
- ・完了検査時に、申請のとおり現地が完了していない場合や、道路等の施設に破損等があった場合は、申請者側において補修等をしていただきます。補修後再度完了検査立会を実施します。
- ・申請者側にて補修等ができない場合は、補修等に係る費用を保証金で精算させていただきます。なお、補修等に係る費用が保証金を上回った場合には、上回った金額を別途請求いたします。
- ・完了検査時に境界杭の破損・移動があった場合は、復元に要する費用を負担していただきます。

申請地の面積	検査立会費用
1, 000㎡以下	金30, 000円
1, 000㎡を超えるもの	別途協議により定める

<保証金及び検査立会費用振込先>

【 振込口座 】

あいち尾東農業協同組合 豊明支店 普通 0165174

豊明間米南部土地区画整理組合 理事長 青山 富夫

3. 留意事項

- ◇ 工事期間中は次の事項を守って下さい。
 - ・既存構造物（道路、側溝等）を破損しないよう注意を払って工事を行って下さい。
 - ・隣接する宅地（敷地）や近隣住民の方のご迷惑とならないよう十分配慮していただき、工事に対する苦情については施工者にて対応して下さい。
 - ・土砂、ごみ等が側溝へ落ちた場合は、速やかに片づけて下さい。
 - ・モルタル、コンクリートは側溝へ流さないで下さい。
 - ・工事が完了しましたら、工事箇所から下流の枡まで清掃をして下さい。
- ◇ 建築確認等法的規則（「間米南部地区計画」を含む。）は関係機関と協議下さい。
- ◇ 上水道、下水道及び都市ガスの本管理設位置については、組合にお尋ね下さい。
- ◇ 宅盤が隣地及び道路と高低差のある場合は、法面整形してあります。現地をよく調査して配置等を決めて下さい。
- ◇ 申請地の土地の形質を変更する場合は、現況高と計画高の比較が解るように、申請書に縦横断面図を添付して下さい。
- ◇ 土留め掘削等により隣地に影響を及ぼす場合は、隣地土地所有者の承諾が必要となります。
- ◇ 宅地内排水は、雨水排水と生活排水を2系統に分流し、雨水排水は道路側溝に接続（道路側溝に接続する手前に泥溜めを有した枡を設置し、側溝への接続については側溝蓋掛けに支障がないよう施工して下さい。※別図参照）し、モルタルで接続箇所を仕上げて下さい。また、生活排水は宅地内の汚水枡に接続して下さい。
- ◇ 水道メーターは、係員が道路から検針出来るよう擁壁等の工作物の配置に注意して下さい。
- ◇ 境界に接して擁壁等の構造物を計画する場合は、施工誤差も含めて、将来組合にて設置する境界杭の支障とならないように控えて施工して下さい。（民々界5 c m、官民界10 c m程度）
- ◇ 駐車場等のコンクリートのたたきやアスファルト舗装を施工する場合は、側溝との境に目地材（ベニヤ板、エラストイト等）を使用下さい。
- ◇ 共同住宅を計画される方は、ごみ置場の設置について豊明市環境課と協議し、その内容を申請書に添付して下さい。

<関係連絡先>

○汚 水：豊明市役所下水道課	<TEL>0562-92-1126
○上 水 道：愛知中部水道企業団給水係	<TEL>0561-38-0030
○都市ガス：東邦ガスネットワーク（株）	<TEL>052-872-9237
○ごみ置場：豊明市役所環境課	<TEL>0562-92-1113